

平成21年9月4日

学生・教職員各位

新型インフルエンザに対する対応について（第7）

現在全国で流行中の新型インフルエンザについて、当面以下のような対策をとります。

1. 健康管理および自己健康観察の継続

規則正しい生活に留意し、基本的な感染防止および健康観察を継続してください。また公共交通機関や不特定多数が集まる人ごみではマスクを着用してください。インフルエンザウイルスは、新型、季節性、発生が危惧されている高病原性鳥インフルエンザのいずれであっても、消毒用アルコールが有効です。手に目に見える汚れがない場合に手指に擦り込んで使用する擦式アルコール製剤は学内にも設置されています。薬局でも市販されています。外出時に持ち歩ける携帯用なども利用して適宜手指消毒を行ってください。

2. 本人のインフルエンザ様症状出現時の連絡と対応

①学生・研修生

本人にインフルエンザを疑う症状（発熱、上気道炎症状など）が出現した場合は、登校/出勤せず、学生は学生課、研修生は研修係へ電話連絡してください。医療機関に電話連絡の上受診し、迅速診断結果を必ず報告し、所定の期間自宅療養してください。

②教職員

本人に同症状が出現した場合は、出勤せず、総務課に電話連絡してください。対応の詳細は別途お知らせします。

3. 同居家族等がインフルエンザと診断された場合の連絡と対応

①学生・研修生

同居家族等がインフルエンザと診断された場合は、学生は学生課、研修生は研修係へ電話連絡し、所定の対応を遵守してください。

②教職員

同居家族等がインフルエンザと診断された場合は、総務課へ電話連絡して下さい。対応の詳細は別途お知らせします。

4. マスク等の個人備蓄の推奨

毎日の通学・通勤、休日外出用マスクの必要数（最低でも10～3月の外出日数分）を各自で計算して備蓄することは夏休み前に推奨したとおりです。流行拡大によっては、授業受講中や勤務中もマスク着用が必要になる場合が十分想定されますので準備してください。

5. 最新の情報収集の継続

流行拡大状況によっては、休講、学内立ち入り禁止などの措置もありえますので、既にお知らせしたように大学校のホームページ及び校内ポータルサイトを毎日確認して対応して下さい。

新型インフルエンザに係る情報については、併せて、厚生省、国立感染症研究所、WHO、CDCのホームページを確認しながら適切な行動をとるようにして下さい。

※厚生労働省「新型インフルエンザに関する情報」

<http://www.mhlw.go.jp/kinkyu/kenkou/influenza/index.html>

※国立感染症研究所感染症情報センター「新型インフルエンザ」

http://idsc.nih.gov/jp/disease/swine_influenza/index.html

※WHO <http://www.who.int/en/>

※CDC <http://www.cdc.gov/h1n1flu/>